

事前質問と回答(1/2)

番号	質問	回答
NO.1	自社制作した部品を客先で部品交換をし、販売目的で持ち帰った部品の屋外保管は対象となるのか。	本条例における「使用を終了し」とは、製品としての本来の用途での使用を終了していることをいい、新品や未使用の物品、バージン材、再使用を目的として取引されている物品や、修理するために回収された製品は、これに該当しません。
No.2	この条例の対象者は、個人法人、事業者問わず、対象ですか？	業として特定再生資源物の取引を行うため屋外において特定再生資源物を保管するものであれば、個人、法人問わず対象となります。
No.3	フレコンバッグ3つのアルミ缶を自宅の庭先に保管していますが条例対象ですか？ 対象であればその理由を教えてください。	業としてアルミ缶の取引を行うため屋外において特定再生資源物を保管するものであれば、対象となります。
No.4	申請・更新手数料の根拠を教えてください。	許可申請等の審査、現地訪問等に要する時間から、申請1件当たりの必要な経費を算出して申請・更新手数料としています。
No.5	条文第10条、何故記録が必要なのですか？記録が必要であれば、第25条適用除外に関係なくすべての関係者が記録をしていなければ、第26条の有効性を反故することになると思います。 見解をお示し願います。	廃棄物処理業などの許可等を有する者であれば、有価物であっても適正に保管することができるという前提の上で、条例第25条により条例のすべてを適用除外としています。
No.6	第21条1項の「又は関係者に…」の関係者とは何を指していますか？	屋外保管事業場の経営者のほか、役員、親族、取引先、株主等の屋外保管事業場経営に関連する者を指します。

事前質問と回答(2/2)

番号	質問	回答
No.7	<p>弊社は産業廃棄物中間処理業を取得しております。 金属くず(鉄くず)を屋外保管しております。(屋根のある建屋、 前方のみ開放) 今回の条例の許可申請に該当するのか伺いたいです。</p>	<p>産業廃棄物中間処理業の許可を受けた事業場内で保管する 場合は、条例が適用されないため許可申請は必要ありません。</p>
No.8	<p>屋外と屋内の定義 こちらで該当するのか判断し難い場合は、どのようにすればよ いのか</p>	<p>屋根があり四方が壁や扉等で囲まれ、保管物が飛散・流出しな いよう密閉されている状態を屋内とします。 操業中は扉等が空いていても差し支えありませんが、夜間等は 密閉されていることが求められます。 上記の基準で判断がしがたい場合は、屋外保管事業場所在地 を管轄する各地方振興局にお問い合わせください。</p>
No.9	<p>コンテナに入っている鉄くずであれば、屋外でもよいのか</p>	<p>容器に入っている場合であっても、高さの制限を除き条例の保 管基準を順守し、屋外に保管する必要があります。</p>